



議案第六十二号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年四月二十八日

三朝町長、松村喬成

昭和五拾貳年四月廿八日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第三号中「七十万円」を「八十万円」に改め、同条第二項中「九万円」を「十二万円」に改める。

第三十四条の五を次のように改める。

第三十四条の五 削 除

第八十四条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の賦課期日後に軽自動車等の用途等の変更により適用すべき軽自動車税の税率に異動があつた場合においては、当該軽自動車等に対する軽自動車税の納税義務者には、当該年度は、異動前の軽自動車税の税率により、軽自動車税を課する。

4 第一項の賦課期日後に町内で軽自動車等の所有者の変更があつた場合においては、当該年度の末日に当該所有者の変更があつたものとみなして（当該所有者の変更があつた日以後当

該年度の末日までの間に当該軽自動車等の主たる定置場が他の市町村に変更されたときは、当該主たる定置場が変更された日に当該所有者の変更があつたものとみなして、同項及び第二項の規定を適用する。ただし、これらの所有者のいずれかが本項以外の法令の規定に基づき当該軽自動車等に対して軽自動車税を課されない場合は、この限りでない。

第九十一条第二項中「第八十条第二項」を「第八十条第三項」に改める。

第四百四十三条中「百円」を「百五十円」に、「五十円」を「七十五円」に改める。

附則第十条中「第十四項」を「第十七項」に改める。

附則第十六条中「昭和五十一年度分及び」を削り、「道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和五十年運輸省令第四号）による改正後の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一条第二項の適用を受ける軽自動車のうち同項の表の第一号に掲げるもの（同号に規定する二サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）で、同項及び同条第三項の基準に適合するもの」を「道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和五十一年運輸省令第四十七号。以下「昭和五十一年の保安基準改正省令」という。）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一条第二項の規定を受ける軽自動車のうち同項の表の第一号に掲げるもの（同号に規定する二サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）で、同項及び同条第三項の基準に適合する

もの又は昭和五十一年の保安基準改正省令による改正後の道路運送車両の保安基準第三十一条第二項の規定の適用を受ける軽自動車のうち同項の表の第一号に掲げるもので、同項及び同条第三項の基準に適合するもの」に改める。

附則第十六条の三第一項及び第三項第三号中「第二十八条の六第一項」を「第二十八条の四第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。ただし、三期町税条例第百四十三条の改正規定は、昭和五十三年一月一日から施行する。

（町民税に関する規定の適用）

第二条 改正後の三期町税条例（以下「新条例」という。）第二十四条第一項第三号及び第二項の規定は、昭和五十二年度分の個人の町民税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する規定の適用)

第三条 新条例第八十四条第三項及び第四項の規定は、昭和五十二年度分の軽自動車税から適用し、昭和五十一年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 改正前の三朝町税条例附則第十六条の規定は、昭和五十一年度分の軽自動車税については、なおその効力を有する。

(入湯税に関する規定の適用)

第四条 新条例第四百十三条の規定は、昭和五十三年一月一日以後における入湯に対して課すべき入湯税について適用し、同日前における入湯に対して課する入湯税については、なお従前の例による。